

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ
一

号外(四) 平成二十八年十二月二十八日

公示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十五号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年岐阜県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の第五号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の下に「(口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の五の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社